

4 ビジョンの推進・見直し体制

(1) ビジョンの推進体制

農林水産業、農山漁村に関する様々な情報を集積し、しっかりと活用して、農林水産業や農山漁村に関する相談、解決に向けた伴走、情報発信に取り組むため、伴走支援体制や相談窓口などの強化・整備により、以下のような機能を持った体制を構築します。



○窓口機能

スマート農林水産業に取り組みたい、こんな商品が欲しい、出荷先や流通方法を探したいなどといった農林水産業の相談や、地域での問題解決、地域と関わりたい、地域でビジネスを興したいなどの地域の相談をしたい人や法人が、気軽に問合せや相談ができる窓口をつくることで、対応のワンストップ化を進めます。その情報を公開し、地域団体や経済団体等に情報提供することで、企業や地域での問題解決に取り組みたい人などが容易にアクセスできるなど、様々な方が京都の農林水産業・農山漁村に関わりやすい体制を構築します。

○個々に応じた伴走機能

相談を受けた課題の解決方法や、交流で生まれたアイデアを現実のものとする方法を一緒に考え、京の農業応援隊をはじめ、各分野に設ける「応援隊」等が現場で解決まで伴走するとともに、地域や業種を越えたグループでの相談会や見学会などを通じてビジネス興しや地域の課題解決に必要なマッチングやコーディネートを行い、オール京都で解決に結び付ける体制を構築します。

○オープンラボ（研究・交流）機能

産学公の緊密な連携により、農林水産業、農山漁村の現場の課題について、民間企業・大学・研究機関と研究し、政策の企画・提案を行います。また、課題解決のための試験研究、現場実装を支援するとともに、スマート農林水産業など既存の技術を京都の品目や気候に合ったものにカスタマイズし、その情報を広く公開するなどオープンイノベーションの創出・起業が活性化する取組を進めます。

さらに、様々な分野における継続的な交流の場を作り、府民参画につなげていきます。

○メディア機能（PR機能）

京都の農山漁村地域の住まいの情報や仕事の情報、暮らし方や楽しみ方の情報や、農林水産業や農山漁村の様々な取組を発信することで、京都の農山漁村での仕事や暮らしが想像できるよう、サブカルチャーをはじめとした様々なメディアを活用してPR活動を行うなど、京都府内に限らず広く京都に関わりたい方々を巻き込めるような活動を行います。

(2) 関連施策の推進と分野別計画・指針の見直し

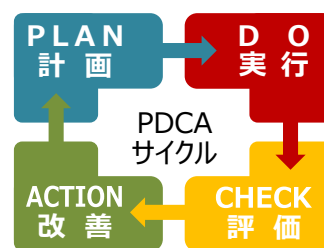
- 重点戦略をベースとして、毎年の予算編成における検討等を通じて具体的施策を企画・立案の上、推進することとします。
- 法律や条例その他法令などに基づくものとして定めている農林水産分野の計画や指針については、次回の見直しのタイミングで、本ビジョンの策定を踏まえた所要の改正を検討・実施することとし、京都府総合計画や本ビジョンの下で更に具体化された各種計画・指針により、京都府の農林水産行政の一貫性と実効性を確保します。
- 本ビジョンについては、観光・環境・教育など関連する分野における戦略・計画とも連動・反映することにより分野横断的な政策課題に対応するとともに、相乗効果を高められるよう関係部局・機関と緊密に連携して施策を総合的に推進します。

○農林水産分野の計画・指針一覧【令和元年現在】

計画・指針（根拠法令等）	現行計画期間（年度）
第3次 京都府食育推進計画（食育基本法）	平成28～令和2
第5次 食の安心・安全行動計画（京都府食の安心・安全推進条例）	平成31～令和3
京都府山村振興基本方針（山村振興法）	平成27～(概ね10年)
第12次 鳥獣保護管理事業計画・特定鳥獣の保護及び管理計画 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	平成29～
京都府過疎地域自立促進方針（過疎地域自立促進特別措置法）	平成28～令和3
京都府農業経営基盤強化促進基本方針（農業経営基盤強化促進法）	平成26～令和5
京都府農業振興地域整備基本方針（農業振興地域の整備に関する法律）	平成29～令和7
京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	平成26～令和5
京都府都市農業振興基本計画（都市農業振興基本法）	平成30～
地域の農林水産物の利用の促進に関する計画※ビジョンを本計画として位置づけ (地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律)	令和元～
京都府バイオマス活用推進計画（バイオマス活用推進基本法）	平成24～令和3
京都府果樹農業振興計画（果樹農業振興特別措置法）	平成31～
京都府花き振興計画（花きの振興に関する法律）	平成31～
京都府酪農・肉用牛生産近代化計画 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律)	平成28～令和7
京都府における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（獣医療法）	平成24～令和2
家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	平成21～
第7次 京都府栽培漁業基本計画（沿岸漁場整備開発法）	平成27～令和3
淀川上流・由良川地域森林計画（森林法）	【淀川上流】平成30～令和9
	【由良川】平成28～令和7
京都府森林利用保全指針（京都府豊かな緑を守る条例）	令和元～

(3) ビジョンの進捗管理と府民への見える化

- ・ ビジョンの推進に向けては、掲げた戦略に基づく施策が現場で浸透し、効果が発揮されているかどうかを不断に検証し、見直すプロセスが不可欠であることから、「PDCAサイクル」を適切に実行します。
- ・ 具体的には、京都府で定める目標において、ビジョンに掲げる展望や目標に関し「毎年度」、「地域ブロック別」を原則として設定するほか、京都府総合計画のフォローアップなどとも連動して、効率的に進めます。
- ・ 各目標数値の進捗状況や課題、施策見直しの検討方向などを取りまとめた結果については、分かりやすい形で京都府のホームページに毎年公表することとします。



(4) 多様な関係者との連携・ネットワークづくり

- ・ 施策の効果を最大限に高めるためには、京都府が自ら直接現場に働きかけるのみならず、関係団体、市町村、小中学校・高校、大学等の研究機関や民間企業、NPO組織など従来農林水産分野と関わりが薄かった主体も含め、幅広い層の理解と協力のもと、オール京都で取り組んでいくことが重要です。
- ・ このため、京都府では、関係団体が一堂に会した情報交換会を毎年定期的で開催するほか、今後、府内の民間団体や企業などを個別に訪問し、本ビジョンや農林水産業の実情を説明し、協力・連携を呼びかけるとともに、率直な意見交換を行う活動（農林水産版出前語り活動）を重点的に推進します。また、その活動実績や成果について、京都府のホームページに公表し、広く府民に周知します。
- ・ こうした取組と併せ、府内に多く立地する大学との連携を強化し、現場の理解を深め、多角的施策を検討することができるよう、特に若手の農林水産部関係職員と、京都府内の若手研究者との新しいネットワークづくりに取り組み、将来にわたり、農林水産行政を適切に実施するための人材育成に注力します。

